

知多火力発電所 7, 8 号機建設計画 環境影響評価準備書についての知事意見

事業者は、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載するとともに、評価書に記載される内容に従って環境保全に万全を期する必要がある。

1 全般的事項

- （１）事業の実施に当たっては、環境影響評価準備書に記載されている環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- （２）環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。

2 大気質、騒音、振動

工事関係車両の運行に伴う道路沿道への影響をより一層低減するため、海上輸送の活用による車両台数の低減、工事工程の調整による車両台数の平準化、低公害車の積極的な利用などの環境保全措置を徹底すること。

3 水質

- （１）海域での工事の実施に当たっては、水の濁りの影響を低減するため、汚濁防止膜を適切に設置するとともに、環境監視により水の濁りの状況を的確に把握し、必要に応じ適切な措置を講ずること。
- （２）造成等の施工による濁水の流出防止のため、十分な能力を有する仮設沈殿池を設置し維持管理を適切に行うとともに、環境監視により水の濁りの状況を的確に把握し、必要に応じ適切な措置を講ずること。

4 動物

ハヤブサについて、現地調査で煙突を利用した狩り行動やとまりが確認されていることから、新たに設置する煙突を含め発電所構内の利用状況を把握すること。

5 温室効果ガス等

事業者が掲げる温室効果ガスの排出削減目標の達成に向けて、LNG火力発電の更なる高効率化、水素・アンモニアへの燃料転換を進めるとともに、二酸化炭素の回収・有効利用・貯留（CCUS）などの二酸化炭素低減技術の導入について、積極的に検討していくこと。

6 その他

- (1) 評価書の作成及び公表に当たっては、住民等の意見に配慮し、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。
- (2) 事業の実施に当たっては、地元への丁寧な説明等の積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望等に適切に対応すること。